

安全の手引き

平成31年1月1日
在コルカタ日本国総領事館

目次

I. はじめに

II. 防犯の手引き

1. 海外生活における安全対策の基本心構え
2. インドにおける犯罪手口
3. 犯罪の被害から身を守るために、以下のようなことに気をつけてください
4. 犯罪に巻き込まれた場合の対応
5. 気をつけてください！（トラブルにならないために）
6. 住居における安全対策
7. 車で移動するときの安全対策
8. 生活面の安全対策
9. 交通事情と安全対策
10. テロ・誘拐対策
11. 健康管理
12. 旅券の紛失・盗難
13. 在留届、たびレジ

III. 緊急事態対処マニュアル

1. 平素の心構え・準備
2. 緊急時の行動
3. 総領事館からお願い
4. 緊急事態に備えてのチェック・リスト
5. 緊急時の連絡先

I. はじめに

海外に在留する邦人数や渡航者の増加に伴い、海外での事件や事故の被害者になるケースも年々増加しています。ひとたび海外で事件や事故に遭遇すると、現地は無論のこと、日本のご家族や多くの関係者に大変な心配をかけ、事後措置に多大な労力と出費を要することになります。海外で事件や事故に巻き込まれないためには、滞在する国や地域の実情をよく把握し、普段から安全対策に十分留意することが肝要です。

この「安全の手引き」は、皆様が当館管轄州内で安全に滞在するための基礎的な情報と対応要領を提供することを目的に作成されたものです。また、最新の治安情勢等については、当館又は各種報道等から定期的に情報を入手することをお勧めします。

II. 防犯の手引き

1. 海外生活における安全対策の基本的な心構え

- (1) 何よりも自分と家族の安全は自分達全員で守るとの心構えが基本です。
(家族全員の安全意識の高揚)
- (2) 「予防」こそが最良の危機管理であることを肝に命じ、そのための努力を惜しまないことです。(安全のための経費は最も価値ある投資)
- (3) 備えあれば憂いなし。常に最悪の事態を想定し、物心両面から準備を行ない万全の対策を講じておくことが大切です。
- (4) 「目立たない」、「行動を予知されない」、「用心を怠らない」ことが安全のための3原則です。
- (5) 住居の安全対策が生活面での安全対策の基盤です。
- (6) 現地社会に早く溶け込む努力をしましょう。隣人、コミュニティー、在留邦人等と付き合い、良好な関係を築き上げることが大切です。
- (7) 精神衛生と健康管理に十分留意しましょう。体調の異変、精神面での不安を覚えたりした場合は、早め早めのチェックを受けることが大切です。

2. インドにおける犯罪手口

インドの都市部では、人口の集中、失業者の増大、貧富差の拡大を背景として、一般犯罪の発生件数が増加傾向にあります。窃盗、強盗、詐欺、強姦等の犯罪が多発しており、十分注意が必要です。

(1) 強窃盗

特に日本人旅行者が、わずかな気の緩みが原因となった事例や、複数犯（犯人の一人が旅行者の注意を引きつけている隙に、もう一方が所持品を盗む等）によるスリや置き引き等の被害に遭う事例が発生しています。バスや列車内でわずかなすきに置き引きに遭う例も多発していますので、どのような場所でも、自分の持ち物から手と目を離さないよう注

意する必要があります。

ATMの利用に不慣れな人に親切心を装って近づき、実際に操作しながら利用方法を教えてカードの暗証番号を聞き出し、一連の処理が終わった後にカードを偽物とすり替え、後刻本物のカードと暗証番号を使って現金を引き出す事例が発生しています。また、ATMで現金を引き出した人を狙う強盗事件も発生しているため、ATM利用時は周囲の状況にも十分注意してください。

(2) 睡眠薬強盗

特に日本人旅行者が、睡眠薬強盗の被害に遭う事例が頻発しています。旅行中に親しくなったインド人から勧められた飲食物に睡眠薬が混入されていて、それを口にすることで意識が混濁状態となったところで金品を盗まれるというものです。見知らぬ者から勧められた飲食物は、決して口にしないでください。使用される睡眠薬は非常に強力で、1～2日間意識が戻らない場合もあり、入院が必要となった事例もあります。

インドでは、嫌なものははっきりと断れない日本人は格好の標的と見られています。数日にわたって親切に接して信用を得た上で犯行に及ぶ例もあります。親切にされたことに対し過度に恩を感じず、警戒を怠らないことも肝要です。

(3) 詐欺

個人旅行者が、安易に見知らぬ者を信用し、物品購入やツアー参加を勧められ、クレジットカードを第三者に渡して詐欺に遭う事例や、高額な代金の支払いを強要される事例が増えています。

特に個人で旅行をする方は、英語等最低限の語学力、インドに関する基礎知識を身につけた上で渡航するように心掛けてください。親切そうに近づいてくる人からの勧めに安易に応じず、はっきり意思表示することが極めて重要です。

コルカタ市内では、外国人旅行者が多く訪れる地域に詐欺・窃盗被害が多く発生しています。特にインド博物館前、バックパッカーが多く訪れるサダルストリート、ニューマーケット、マザーハウス付近が要注意地域です。このような場所では片言の日本語を話すインド人集団がおり、常に日本人旅行者をターゲットにしており、詐欺、窃盗等の被害が後を絶ちません。

(4) 通貨偽造

海外で印刷された偽札が大量にインド国内で流通しているとされています。現地通貨(ルピー)に両替する際は、必ず銀行やホテル等、外貨買取証明書(Encashment Certificate)が発行される場所で換金してください。レートが良いからといって街中の政府非公認の両替屋を利用した場合には偽札が混じっている可能性が高いです。

(5) 麻薬関連

外国人旅行者を狙った麻薬密売が発生しています。比較的容易に麻薬等薬物が手に入るため、興味本位で所持・使用した結果、逮捕され、数年間収監された事案も発生しています。麻薬所持・使用については、厳しい刑罰が科せられますので、絶対に手を出さないでください。

(6) 強姦等性犯罪

インド全土で、女性が性暴力等の被害に遭う事件が増えています。最近では日本人を含む外国人女性を狙った事件も増加しており、デリー、コルカタ、アグラ、ジャイプール、リシケシュ、ブッダガヤ等では、日本人女性旅行者が性的暴行を受けた上に金品等を奪われる極めて悪質な事例が発生しています。日本語で話しかけ、日本での滞在経験に言及するなどして旅行者を安心させてだます巧妙な手口も発生しており、注意が必要です。

女性の単独行動、特に夜間の不要な外出を避けるとともに、見知らぬ又は知り合っていない者を安易に信用せず、少しでも不審に感じた場合には、はっきりと断ることが重要です。

3. 犯罪の被害から身を守るために、以下のようなことに気をつけてください。

(1) 身を守るための基本

- 日本では考えられないようなことが、突然起こり得ることを認識しましょう。
- 何かあったときにどうするか、普段から家族及び日本の関係者と話をしておきましょう。
- どんなに親切にされても、警戒を怠らないようにしましょう。
- 流暢な日本語で、甘い言葉やおだてを言う人には関わらないようにしましょう。
- いざ犯罪の被害に遭ったときには、まず身の安全を第一に考えて行動しましょう。
- 生活の安全に関して相談したいことがあれば、総領事館に連絡しましょう。

(2) 住居の安全

- 泥棒を防ぐには、侵入しにくい1階（日本の2階）以上を選定の方がよいでしょう（特に一人暮らしの女性）。
- 住居の入口で相手を確認してから中に入れることができるよう、ドアスコープ、ドアチェーン、インターホンが設置された住居を選定することがよいでしょう。
- 家にいるときも必ずカギをかけましょう。「ちょっとそこまで」のときも必ずかけましょう。
- 窓のカギも忘れないでかけましょう。玄関のカギは二つ以上つけることをお勧めします。できれば引っ越した時は、以前のカギは替えてもらいましょう。
- 見知らぬ来訪客は、ドアスコープ、インターホン越しに対応しましょう。ない場合

でも必ずドアチェーンをかけたままで対応しましょう。容易にドアを全部開けてはいけません。

- 車に乗る前には、不審者や不審点がないか点検しましょう。
- 長期間外出するときは、貴重品は家に置かない、或いは鍵のかかる頑強なロッカーなどに保管するようにしましょう。
- 見知らぬ人からの手紙や荷物の開封には、十分注意しましょう。

(3) 外出時の安全

- 貴重品は常に鍵のかかる場所に保管しましょう。
- カバンをひったくられそうになったときは、大声を出すとともに、引きずられてケガをしないよう、必要以上に抵抗しないようにしましょう。
- 過度に肌を露出した服装は控えましょう（特に女性）。
- 夜間の一人歩きは、できるだけ避けましょう。

4. 犯罪に巻き込まれた場合の対応

(1) 生命の安全が第一

不幸にも犯罪の脅威に直面するような事態に遭遇した場合、自身及び家族の生命を第一に沈着冷静に行動することが大切です。いたずらに興奮したり、相手を刺激するような言動は最悪の事態を引き起こすおそれがあるので注意しましょう。

●屋外強盗

複数の賊に取り囲まれたり、銃、刃物を突き付けられて金品を強要された場合には抵抗してはいけません。無理な抵抗は避け、相手の要求に従う方が安全です。

●ひったくり

賊と揉み合う可能性がある場合は抵抗せず、大声で助けを求めるなど周囲に事態発生を知らせましょう。

●屋内強盗・空き巣ねらい

賊は必ず凶器を携帯していることを念頭におき、抵抗せず、金品のありかを賊に教えます。賊の顔を直視したり、視線を合わすことのないように注意し、両手を上に挙げるなど相手に抵抗しない意志表示を行いましょう。

(2) 警察緊急電話

警察緊急ダイヤルは「100」（日本の110番に相当します）。警察通信指令本部につながりオペレーターが管轄警察署に事件発生を通報します。オペレーターには、事件発生、住所・氏名、電話番号を正確に告げましょう。

(3) 被害届の提出

盗難事件等が発生した場合には、管轄警察署に被害届を提出します。特に様式は定ま
っていません。盗難等事実関係が詳述されており、署名があれば有効な被害届として受
理されます。被害届は被害者が警察署へ赴いて提出するのが一般的で、当直警察官、ま
たは刑事警察官が事情聴取を行います。被害届提出後は、その写しを入手しておく
と共に、担当警察官の階級、氏名、電話番号を控えておきます。被害届の写しは盗難証明に
なります。

5. 気をつけてください！（トラブルにならないために）

（1）写真撮影にご注意！

許可を得ないで軍や警察関係施設の撮影はしないでください。無断で写真撮影してい
る現場を発見されると、場合によっては逮捕・拘留されることもあり得ます。どうし
ても記念撮影をしたい場合は、あらかじめ施設関係者に許可を申し出てください（但し許
可されるとは限りません）。

また、人物を撮影する際もトラブルになることがありますので、必ず了解を得てから撮
影してください。

さらに、博物館や美術館での撮影は、あらかじめ施設管理者の注意事項を確認する必
要があります。

（2）薬物犯罪にご注意！

当国では、薬物犯罪に対する厳しい取り締まりが行われています。薬物の不法所持は、
判決まで長い時間（数年かかる場合もあります）がかかり、厳しい刑罰が科せられます。

薬物犯罪に巻き込まれないためには、興味本位で薬物に手を出したりしないことは言
うまでもなく、加えて

- 誘いかけには絶対に興味を示さない、
- 現地で知り合った人に小荷物の運搬を依頼され、中身を確認せず安易に引き受ける
と、本邦帰国時や他国入国時に中に薬物が入っていることが発見され、逮捕されるこ
ともあるので、知人などよほど信頼のおける人からでない限り、このような依頼は引
き受けない、

といった注意が必要です。

なお、鎮静剤等の医薬品で、麻薬類の成分を含有するものを携帯する場合には、医師
の診断書・使用許可証等を取得・携帯しておくことをお勧めします。

（3）政治的活動にご注意！

デモなど示威行動が市街地で行われることが多くあります。参加者による暴力に発展
する可能性がある上、警察が放水や催涙ガス、警棒を用いた直接行動で鎮圧に当たるこ
ともあるので、絶対に近づかないでください。

6. 住居における安全対策

安全確保を最重要点とし、他人任せにせず、自分で物件（立地条件、家屋の形態（集合住宅か独立家屋か）、防犯上の問題点）を調査し、安易に妥協しないで選ぶことが大切です。なお、当地では、在留邦人のほとんどがフラットと呼ばれるアパートに入居しています。

基本的には、独立家屋の場合、家の四方のうち、三方は別の住居に囲まれていることが望ましいといえます。例えば、隣や裏が空き地や公園である場合、賊はそこから暗闇に紛れて住居に忍び込むこともできますし、家の中の様子を窺うこともできます。賊が侵入しようとする場合、各々の住居の安全対策を比較し、最も侵入しやすい家を選びます。例えば、外壁に有刺鉄線が張り巡らされ、窓には鉄格子がはめられている等防犯対策がしっかりされている家屋への侵入は容易ではありません。

また、住居を借りる場合、家主が住居の安全対策に積極的であるか否かも選択時の決め手の一つになります。

アパート（集合住宅）は、防犯上、侵入箇所が制限されるという利点がありますが、一旦侵入されてしまうと外から隔離された密室になるという欠点もあります。入居の際は、入居者の状況、警備員の有無、玄関、ガレージ等出入り規制、玄関扉や通用扉の施錠設備（特に堅牢性）、介在する不動産業者や家主の信頼性等を慎重に確認する必要があります。

7. 車で移動するときの安全対策

（1）車での移動

①車の乗降時と、駐車場から幹線道路に出るまでの間が最も危険で狙われやすいので、周囲に不審な人物はいないか注意し、少しでも異常を感じたら安全が確認されるまで乗り降りしないようにし、帰宅時も同様に周辺の安全を確認した上で駐車場に入れるようにしましょう。

②犯罪者にとり、毎日同じ時間、同じルートを使用する者は一番狙いやすい標的です。通勤、買い物などの行動をパターン化することを避け、経路や時間を変えるように心掛けましょう。

③目的地までの道路事情は前もって調べておき、脇道、人通りの少ない道は利用せず、できるだけ交通量の多い大通りを利用しましょう。

④道路では、他の車線からの攻撃から逃げられ、信号待ちの際に歩道側から賊に襲われないためにもできるだけ中央寄りを走るようにし、車線の多い道路では中央レーンを走るように心掛けましょう。また、停車時に近づいてくる物売り、車洗いなどにも注意を忘れないようにしましょう。

⑤走行中は全てのドアをロックし、窓は閉めておきます。無造作に車内に貴重品を放置してはいけません。追突事故や誘拐、襲撃などの危険性を考え、すぐに回避行動がとれるよう走行時、停車時を問わず車間距離を十分保つことが大事です。

⑥走行中の周囲の状況確認は運転手だけに任せることなく、同乗者全員が注意を払う必要があります。一人よりも複数の人間の方が周囲の状況を的確に判断できるからです。

(2) 運転手の教育

当地では、車の運転には様々な危険が存在するため、当地の交通事情を熟知した運転手を雇用するのが一般的です。運転手には、日頃から十分な安全運転教育を行うとともに、運転手自身がガードマンであるとの自覚を持たせるようにしましょう。運転手には常に車の側にいることを命じ、非常時の合図を決めておきましょう。

①乗用車

車を所有する場合、まず気をつけなければならないのは当地での交通ルールです。当地の道路は様々な乗り物、歩行者、動物が共存しています。車は激しくクラクションを鳴らし、バス、トラックなどの大型車は正に道路上の王様のように横暴かつ危険な運転をします。

また追い抜こうとする車は後方から執拗にクラクションを鳴らしたり、ヘッドライトのパッシングをしたりと、遅い車を除外しようとしてきます。さらに強引な運転手は割り込み、危険な追い越しなどをしてきますので、その場合には事故回避のために彼らに道を譲ることをお勧めします。

ほとんどの運転手は前方には注意を払うものの、後方へ注意を払う事は極めて稀です。そのため前方の車に注意を与える際には、クラクションを鳴らすのが適当です。多くの道路が1または2車線で、その狭い中に種々の車が様々なスピードで行き来しています。事故を未然に防ぎ事故に遭った場合の損害を小さくするためにもスピードを控えめにして走ることをお勧めします。

②タクシー

空港やコルカタの主要駅（ハウラー駅）には前払い制タクシー（プリペイド・タクシー）・スタンドがあります。前払いタクシーは完全に料金前払いで、支払った値段には深夜料金、運転手による荷物運び代などが含まれています。空港などで待機している一般のタクシーは料金を割り増しして勧誘してくる場合がありますので、前払い制タクシーの利用をお勧めします。前払い制タクシーを利用する際は、プリペイド・タクシー・カウンター（税関を出たところにあります）で、行き先を告げ、料金を払い半券を受け取り、

ナンバーを指定されたタクシーに乗って下さい。

タクシー利用に当たっては、女性の一人乗車や、男性でも当地事情に詳しくない場合や夜間の利用はできるだけ控えることが無難です。

8. 生活面の安全対策

(1) 訪問者に対する注意

①訪問者があっても、すぐにはドアを開けず、ドア・スコープやインターホンで訪問者の身元を確認することが重要です。不審な同伴者はいないか、付近に不審者はいないかよく確認してください。また、ドアを開ける時には安全チェーンをかけたまま細目に開け、再度確認してからドアを開けるように心掛けましょう。

②予期せぬ品物が届けられてきた場合、危険物が入っていることもあり得ますので、配達人に送り主の確認をとりましょう。心当たりのない品物は配達人に返送するように指示します。

③物売り、電話、水道、電気、ガスなどの工事人などは、不用意に住居の敷地内に入れてはいけません。頼みもしない工事人が来た場合、必ず用件、事務所の名前、電話番号を聞き、身分証明書などによる確認を行い、更に事務所に電話で確認するくらいの用心が必要です。

(2) 使用人に対する注意

①使用人は家族と1日のうち長い時間を一緒に過ごし、家族に関する多くの情報に接する立場にあります。従って信頼できる使用人を雇用できるか否かは外国において安全に生活を送るための重要な鍵となります。使用人を雇う際には、先ず身元調査を行い、使用人の経歴、家庭環境、財産状況などの情報を得ておくことが重要です。また、公的機関が発行した身分証明書などの写しを入手しておきましょう。

②使用人には、安全対策の心得を教え、繰り返し教育することが必要です。来訪者の警戒、電話応対時の注意、特に家人が不在の場合の外部からの問い合わせに対する対応要領などを徹底的に教えておきましょう。

③使用人に隙を見せてはいけません。貴重品や現金を不用意に放置しておくことは、つい出来心で盗みを働かせてしまう結果となる可能性もあります。また、プライドを傷つけたり、恨みを買うような言動は控えましょう。

④使用人が犯罪の手引きをする場合が見られるので、常日頃から使用人の言動、態度、

外出時や休日の行動、心情の変化などに対する注意を怠らないようにしましょう。

(3) 家族の協力、注意

①家族の安全は家族全員が一致協力して守るとの心掛けが必要です。家族一人一人が住宅に異常を発見した場合の行動のとり方、緊急連絡先などは全員で確認しておきましょう。

②家族の行動予定、習慣、旅行の計画、他者の家族の行動予定をむやみに第三者に話さないようにしましょう。

③子供の安全については、当然のことながら日本にいるとき以上に注意を払いましょう。幼児の場合は、遊ぶ時は親が常に側にいるようにしましょう。子供の一人遊び、タクシー等の単独乗車は危険です。また、学校等への送迎は親自らが責任を持って行い、使用人に任せてはいけません。

(4) 外出時の注意

①外出前に使用人などに外部からの問い合わせがあった場合の返事の仕方、注意事項（居場所、帰宅予定時間を教えない）などにつき指導をしておきましょう。

②外出時は戸締まり、火の不始末がないか、ガスの元栓は閉めたか、今一度確認してから出掛けるよう習慣付けましょう。使用人に全てを任せて外出することは防犯上好ましくありません。

③休日の度に、同じ時間に出掛けることは、賊にとって格好の標的になります。行動のワンパターン化は避けましょう。

④外出先では人込み、人通りの少ない裏通りなど危険な場所は避けましょう。思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があります。また、社交や現地の人々がいる場では、現地の人々の悪口、民族種族的問題、宗教や文化、習慣などにつき現地の人々の反発を買うような発言は避けましょう。

⑤日本における商習慣に応じて初対面の人に名刺を配ることは、時には不用心になることもあります。名刺には自宅の電話番号は印刷せずに、必要な場合のみ手書きで加えるようにしましょう。

(5) 電話

①電話器の横にはメモ帳と筆記具、緊急連絡先リスト（総領事館、警察、病院など）を常に置いておきましょう。

②日本の習慣でつい電話をとる時に、こちらから名乗ってしまいますが、賊が探りを入れるための電話である可能性もあるので、相手が名乗るまではこちらから名乗るのは避けましょう。

③間違い電話に対して不用意にこちらの番号を教えたりすることは、相手に情報を与えることになり危険です。少しでも不審な感じを受けたら、番号違いと言って電話を切りましょう。

④使用人が勝手に私用で電話を掛けていないか、不審な電話を受けていないか注意しましょう。

⑤使用人には家人不在中の電話の対応要領について指導しておきましょう。特にこちらのスケジュールなどを教えないように指導しておきましょう。

（6）鍵

①鍵は防犯対策上の基本であり、その取扱には細心の注意を払いましょう。鍵は常時携帯し、自宅内でも机の上や誰もが見つけやすい場所に掛けておくようなことはせず、一定の場所に保管しておきましょう。

②前の居住者がスペアキーを持っていることがありますので、入居する時はドアなどの重要な鍵は新しいものに交換するなどの用心が必要です。

③鍵を紛失した時は、必ず錠前を交換しなければいけません。錠前の取付や予備鍵の作成は、信頼できる業者だけに委託することが大事です。

（7）休暇などの際の措置と対策

①住居の鍵を信頼できる知人に預け、時々住居の状況を点検してもらったりすることは防犯上効果があります。使用人に鍵を預け室内を確認させることは使用人がよほど信頼できる場合のみとすべきでしょう。

②休暇中の予定、緊急時の連絡先は、会社の同僚や信頼できる知人にのみに教えておきましょう。

(8) 警備会社

インドにも警備会社が複数あります。独立家屋に入居している場合には、その中で信頼のおける警備会社と契約を結び、警備員を派遣してもらうことは防犯上役立ちます。

9. 交通事情と安全対策

(1) 交通事情

残念ながら道路事情、交通マナーとも状況は劣悪で、信号無視、二重追い越し、車間距離不保持、スピード超過等を原因とする交通事故が頻繁に発生しています。ドライバーの交通安全知識、交通モラルは低く、死亡事故多発の大きな要因となっています。

(2) 交通事故対策

ドライバーの交通モラルは特に劣悪なので、極力運転手を雇用し自分で運転はしないことをお勧めします。どうしても自分で運転せざるを得ない場合には以下の対策を心がけてください。

①交通事故に遭わないためには、交通事情を十分に把握しておくとともに、一方通行などの交通法規を必ず遵守し、危険性を考慮に入れ防衛運転に徹することが最善の方策です。

②優先道路を通行しているからと漫然と交差点に進入すると、重大事故につながる危険性がありますので、合流する車両、車線変更する車両には十分な注意を払いましょう

③運転中は車間距離を十分に取り、追突、衝突の危険を回避できるようにしましょう

④免許証不携帯で運転すると、無免許と判断され警察署に連行される場合があるので注意しましょう。

⑤シートベルトは必ず着用しましょう。死亡事故の大半はシートベルト未着用が大きな原因となっています。

⑥飲酒運転は罰金や禁固刑が科せられます。飲酒は判断力を低下させ、大事故につながる可能性が最も大きい要因です。インドも日本同様に「飲んだら乗るな、飲むなら乗るな」です。一口の飲酒が大事故に発展しないとも限りません。

⑦夜間の運転はできるだけ控えるようにしましょう。日本で感じるよりも夜は路面が暗く、道路標識も読み取りにくいのが実状です。

⑧万一に備え自動車損害賠償保険と任意保険に加入しましょう。事故で怪我を負い、高額な医療費の支払いに苦勞される方は少なくありません。運転者を含め搭乗者全員及び第三者も保険の対象となる包括的な傷害保険に加入することをお勧めします。

(3) 交通事故発生時の措置

①まず落ち着いて保険会社や警察、総領事館に連絡する

事故発生直後はパニックに陥りがちです。とにかくまず落ち着きましょう。水等のソフトドリンクを持っている場合は、まずそれを飲むのも効果的です。

②対物事故の場合：時間と場所及び相手の車両ナンバー等の確認

まず事故発生時間と現在地について確認しましょう。警察の出動を要請する場合に、この2点は不可欠です。また、相手に逃走されたりした場合のために、まず相手の「車両のナンバー」を記録しましょう。

③人身事故の場合：負傷者の救護

負傷者の救護が優先です。しかし、通行人や群衆に取り囲まれ乱暴を受ける等、時には身の安全に係わる事態に発展する可能性もありますので、その危険性を感じた場合は最寄りの警察署に駆け込む、或いは安全な場所に避難することが肝要です。安全を確認した上で、携帯電話等で下記の番号に電話し、救急車を要請するか、場合によってはタクシー等で負傷者を最寄りの病院へ搬送してください。

救急車の要請：102（この番号に電話すると、救急車を手配してくれるか、最寄りの救急病院の電話番号を教えてください。）

(4) 24時間体制の病院

①Apollo Gleneagles Hospital（アポロ病院）

58、 Canal Circular Road、 Kolkata 700054

TEL：033-2320-3040 ext 816

②Fortis Hospital（フォーティス病院）

730、 Anandapur、 E.M Bypass Rd、 Kolkata 700107

TEL：033-6628-4444

③Woodlands Hospital（ウッドランド病院）

8/5 Alipore Rd、 Kolkata 700027

TEL：033-2456-7075～89

④Belle Vue Clinic (ベルビュー・クリニック)

9Dr、 U.N. Brahamachari St、 Kolkata 700017

TEL : 033-2287-2321 / 6925

⑤Bhagirathi Neotia Women & Child Care Center (ネオティア婦女子センター)

2 Rawdon St、 Kolkata 700017

TEL : 033-4040-5000~5002

⑥Calcutta Medical Research Institute (カルカッタ医学研究所)

7/2 Diamond Harbour Rd、 Kolkata 700027

TEL : 033-3090-3004

⑦Mission of Mercy Hospital (マーシー病院)

125/1 Park St、 Kolkata 700017

TEL : 033-3090-2003/2004

●在コルカタ日本国総領事館

24時間 : 033-2421-1970

(閉館時は、緊急コールセンターにつながります。)

(5) 警察への通報

①相手と過失の議論をする前に、まず警察へ連絡しましょう。警察署の管轄等がわからない場合が通常ですので、下記の警察連絡先へ電話しましょう。最寄りの警察署へ連絡してくれます。

●警察連絡先 : 100 (日本の110番に相当)

②警察には、「発生日時」、「発生場所」、「事故形態」、「負傷者の有無」、「現場処置」を連絡すれば足够了。事故の原因や過失の有無等を進んで申告する必要はありません。

③警察官が到着したら、警察官の「所属」、「階級」、「氏名」を聞いておきましょう (後日の問い合わせのため)。

④警察官の作成する「被害届」(FIR : First Information Report) のコピーは必ず入手しておきましょう。

⑤警察は、重大事故を除き現場検証等を行わず、関係者からの事情聴取と事故発生報告書を作成するだけです。警察では、当事者に交通違反がある場合には、これについて裁判所に事件を登録するだけで、「過失割合の認定」等は一切行いません。

警察に通報する理由は「保険金の請求」のために「事故証明」が必要だからです。ですから、現場でお互いの過失等を言い争っても何の得にもなりません。

(6) 相手の確認と証拠保全の措置

①相手の住所氏名等は運転免許証等で必ず確認しましょう。ドライバーだけでなく、車のオーナーについても必ず確認しておきましょう。電話番号の確認は後の交渉のために不可欠です。(損害を補填できるのはオーナーです)

②事後の過失の認定や損害程度を明確にするため、スマートホンなどで証拠写真を撮影しておきましょう。

③後の交渉に有利に立つため、目撃者がある場合は必ず「住所・氏名・電話番号」を聞いておきましょう。

(7) 過去の事故事例からの教訓

①早期に現場離脱すること(暴徒に囲まれない前に)

負傷者の救護の項にも記しましたが、日本の場合と異なり、インドでは事故そのものより「野次馬」の方が恐ろしいのです。不幸にして歩行者を轢いてしまったような場合には、野次馬が暴徒化し襲撃される場合があります。負傷者の救護が優先ですが、群衆に囲まれそうになった場合には、まず自らが安全な場所または最寄りの警察署に駆け込む等の自衛手段を講じることが肝要です。

②相手との交渉は、相手を車から降ろしてから

相手が飲酒運転等であった場合には、必ず逃げようとします。まず、ナンバー、車の形、色をメモします。相手と話をする場合には、必ず相手を車から降ろして話をするか、車から出ない場合には「エンジンを切らせる」、できれば「車のキーを預かってしまう」等の措置をとることです。不用意に車の窓越しに話をして、そのまま発進され怪我をしたケースがあります。

③現場では「I'm sorry」と言わない

たとえ自分が悪いと思っても、現場で決して謝ってはいけません。後日の示談等で不利益になります。現場では落ち着いて事故の状況を確認し、相互に必要な連絡先等の情

報を交換するだけにしましょう。

④現場で示談交渉はしない

現場では冷静さを欠き、興奮しているので冷静な判断ができませんし、相手が英語を話せない場合など思わぬトラブルを招きます。また、1対1の交渉では不利益を招きかねません。示談は後日弁護士等と相談して行なう旨を先方に伝え、決して現場で示談交渉はしないようにしましょう。

⑤納得のいかない被害届等の書類にはサインしない

被害届等の書類は警察官が作成します。必ず「英語」で作成させ、内容を確認してからサインをしてください。

ベンガル語で作成した場合や内容が納得行かない場合は、決してサインしないことが肝要です。

●交通事故はどこでいつ起こるかわかりません。不幸にして事故に遭遇した場合は「慌てず」、「騒がず」、「謝らず」を基本に対処しましょう。

10. テロ・誘拐対策

インドは、着実な経済発展を遂げており、社会情勢は全般的に安定しています。他方、宗教間対立や多民族といった複雑な国内事情もあり、過激派組織も活動しており、テロ事件も発生しています。

日本人・日本権益を直接標的としたテロ事件は確認されていませんが、近年、シリア、チュニジア及びバングラデシュにおいて日本人が殺害されたテロ事件や、英国、フランス、ドイツ、ベルギー、トルコ、インドネシア、フィリピン等、日本人の渡航者が多い国でもテロ事件が多数発生しています。このように、世界の様々な地域でイスラム過激派組織によるテロがみられるほか、これらの主張に影響を受けた者による一匹狼（ローンウルフ）型等のテロが発生しており、日本人・日本権益が標的となり、テロを含む様々な事件の被害に遭うおそれもあります。

このような情勢を十分に認識して、誘拐、脅迫、テロ等に遭わないよう、また、巻き込まれることがないように、海外安全情報及び報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め、日頃から危機管理意識を持つとともに、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

(1) 爆弾テロ対策

①身近で爆発音を聞いたら、姿勢を低くして周囲の状況を確認後、避難する。

②身近で爆弾事件が発生したら、300m以上は避難（第一の爆発をおとりにして、第二の爆発が起こる可能性がある）する。

③避難場所は、見通しのきく公園、空き地等に避難し、雑踏の中には逃げ込まない。

(a) 企業における対策

①出入り口（正門）は、車両通行用と歩行者用を区別する。また、駐車場は、社員用と外来用を区分し、外来用は事務所建物から離して設置する。できれば事務所またはその周辺地直近の路上駐車を規制する。

②事務所は、来訪者の立入を認める区画と社員のみが立ち入ることができる区画を厳格に区分する。

③出入口には、警備員を配置し、人や車の出入規制を行う。また、定期に警備員による敷地内巡回を励行させ、不審物の発見に努めさせる。

④事務所内外の整理整頓を心掛け、不審物の発見を容易にしておく。

⑤社員全員が不審物（放置荷物、手紙、小包等）に対し注意を払うよう指導・教育しておく（さわるな！ふむな！けとばすな！の3原則を徹底する）。

⑥ロビーや事務所等直近外周にはできるだけ植え込み等は設置しない。

(b) 住居における対策

①住居内外の整理整頓を心掛け、不審物の発見を容易にしておく。

②家族全員が不審物（放置荷物、手紙、小包等）に対し注意を払い、使用人には不審物件発見の際の注意を指導しておく（さわるな！、ふむな！、けとばすな！）。

③住居やガレージは外部から不審者が近づけないよう工夫する。

④独立家屋の場合には、警備員を雇用し、住居の警戒に当たらせる。

⑤外出、帰宅時に住居直近を見回し、不審物が置かれていないかよく確認する。

⑥夜間、自動車を長時間路上駐車することはできるだけ避ける。

⑦自動車に乗り込む際は、車体を一巡して異常がないか確認する。

(c) 爆破予告電話の対応

- ①爆破予告、脅迫電話を受けた場合はいたずらに興奮せず、まず落ち着いて通話内容を正確に聞き取る。
- ②通話は中断させず、質問形式により会話をできるだけ引き伸ばし、多くの情報入手（特に爆発物を仕掛けた場所、爆発時刻、仕掛けた目的等）を心掛ける。
- ③通話内容は詳細に記録しておく。

(d) 爆発容疑（不審物）物件を発見した場合の対応

- ①「踏むな・触るな・蹴飛ばすな」の爆発物取り扱い3原則を遵守し、速やかに容疑（不審物）物件から遠ざかり、警察へ通報する。
- ②容疑物件が小さくても軽視しない。
- ③容疑物件は一つだけとは限らない。犯人は分かりやすい所に一個を仕掛け、他の爆弾から注意をそらせ、より大きな被害を発生させようと考えている場合があるので注意する。
- ④手紙や小包により爆発物を送り届けるケースも考えられます。開封した瞬間に爆発する可能性があります。住所・氏名等の記載内容、消印、切手等が不自然、アーモンドのような臭い、火薬臭、時計のようなコチコチ音がするなどが手紙爆弾等発見の着眼点です。

(2) 誘拐対策

多くの日本企業が海外へ進出し、日本人が世界のあらゆる場所で活躍するようになる中、日本人は「目立つ存在」となり、日本人が海外で誘拐に遭うことが懸念されます。ここインドにおいても例外と考えない心掛けが重要です。実際に海外で誘拐されることは、交通事故に遭う比率よりもはるかに小さいと言えますが、万が一誘拐が起きた場合の家族、企業、現地政府の心労・苦労、時間的、経済的負担は大変なものがあります。また、個人の誘拐事件が日本と当該国の外交関係まで影響を及ぼす可能性すらあります。従って、海外では各人がまず「セルフ・ディフェンス（自分の身は自分で守る）」の精神に則って誘拐の危険に応じた予防策をとることが極めて重要です。

(a) 誘拐兆候の発見が誘拐対策のキーポイント

誘拐犯は、事前調査（家族構成、行動パターン等調査）の段階で100%成功との確

信が得られない限り誘拐を実行しません。従って、誘拐を実行する前には必ず前兆事案があります。前兆事案の具体的事例は次のとおりです。

- ①不審な電話が頻繁に架かってくる。
- ②電気検針等と称して訪問し、家族構成等を調べられている。
- ③通勤時にオートバイ等により尾行されている。
- ④会社、自宅周辺に見知らぬ者、車が徘徊している。
- ⑤脅迫文が届いている。

(b) 誘拐を防止する各種対策

- ①誘拐の兆候が感じられる場合は、会社と家族に知らせ、できる限りの予防策を講じ、万一の対応を決めておく。
- ②出勤時間やルートを時々変更し、単独行動は避け、同僚と行動を共にする。また、外出を控える等日常の行動面でも警戒を強める。
- ③子供をターゲットとする前兆事案が起きた場合は、学校関係者と緊密な協力体制を確立しておき、場合によっては学校を休ませる措置をとる。
- ④警備員を雇用して警戒を強化する。
- ⑤居住地域で明らかな前兆事案が起きた場合は、一時的にホテルに滞在する。
- ⑥警察に前兆事案について届出し、その信憑性の評価、対応措置について助言を求め、かつ住居の警戒や身の保護を要請する。
- ⑦自動車の乗降時、自宅から幹線道路までの間が最も危険、かつ狙われやすいので不審な車、人がいないか周囲をよく警戒する。

11. 健康管理

日本では殆ど発生していない伝染病でも、国、地域によっては珍しい病気ではないものがたくさんあります。インドもその例外ではなく、多くの種類の伝染病が存在します。し

かし、当地の衛生事情をよく認識した上で適切な対策を講じれば健康な生活を送ることは十分に可能です。

伝染病は、その感染の媒介物によって次のとおりに分けられます。

①水や食べ物から感染する病気（経口感染症）

コレラ、腸チフス、アメーバー赤痢、A型肝炎他

②昆虫などが媒介となって感染する病気（昆虫媒介伝染病）

マラリヤ、デング熱、日本脳炎、ペスト他

③その他の感染経路で感染する病気

狂犬病、破傷風他

ここでは私たちが冒されやすい病気とその対策について記載します。

（1）経口感染症

インドで最もありふれた病気で日常的に発生しています。これらの病気は、病原体が水あるいは食品と共に口から体内に侵入することによって起こります。

【 予 防 策 】

①食物は十分に熱を通して食べます。加熱はほとんどの病原体に対して有効です。

②生野菜は入念な水洗いが必要です。塩素系消毒剤の使用や熱湯に20～30秒間浸すなどの処理も効果的です。

③卵はサルモネラ菌で汚染されている可能性がありますので、生で食べることは避けましょう。特に暑熱期には新鮮なものを購入する心掛けが必要です。

④病原菌の伝播者であるゴキブリ、ハエの駆除が必要です。

⑤使用人、コックが病気の感染源になることがあります。食品の取り扱いや調理方法について繰り返し指導すると共に定期的に健康診断を受けさせましょう。病気の際は休みをとらせて、様子を見ましょう。

（2）昆虫媒介伝染病：マラリア、デング熱、日本脳炎について

●マラリア

熱帯熱マラリア、三日熱マラリアがあり、前者は発病後直ぐに治療を開始しないと手遅れになり死亡するケースが多く、別名悪性マラリアと呼ばれています。マラリアでも留意することは、原因不明の発熱や体調の不調が見られた場合、常にマラリアの可能性を考えて医師の診察を受け、血液検査をすることです。マラリアは早期診断が大切です。

●デング熱

邦人が多くかかる病気です。

ネッタイシマカ、ヒトスジシマカと呼ばれる昼間吸血性のヤブ蚊が媒介します。症状は突然の高熱で発症し、頭痛、悪寒、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感、吐き気、嘔吐、食欲不振などを伴います。3～5日目頃軽度の痛みを伴った細かい発疹が体に現れます。また、全身の出血症状を伴った「デング出血熱」は死に至ることもあります。特に小児がかかりやすい傾向にありますので、子供がデング熱にかかった場合は軽視せず専門医の手に委ねるのが賢明です。

●日本脳炎

日本脳炎はマラリアやデング熱同様、蚊を介して感染する病気です。突然の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、意識障害や麻痺等の神経系の障害を引き起こす病気です。後遺症を残すことや死に至ることもあります。

【 予 防 策 】

①マラリア、デング熱、日本脳炎とも防蚊対策が最重点です。

②屋内外の溜まり水をなくしたり、殺虫剤を散布します。

③戸や窓に網戸を取り付け、蚊の侵入を防ぎます。

④屋内では蚊取り線香などをたきます。

⑤屋外では肌の露出をなるべく避け、露出部には虫除けスプレーを使用します。

(3) その他の伝染病

●狂犬病

犬、猫、狐、コウモリ、リスなどの哺乳類動物に噛まれて感染します。ただし、犬などが狂犬病にかかっていない限り感染することはありません。犬に噛まれたときはできるだけ速やかに水と石鹸を使って創傷をきれいに洗い流すことです。十分に洗ったらオキシドールやマキロンなどの消毒薬で消毒します。その後（遅くとも24時間以内に）医師の診察を受けて下さい。ワクチンの有効期間が短いため、以前に接種を受けた方も医師に相談しましょう。

●破傷風

土にまみれた深い傷を負ったときなどに感染します。地面に落ちていた釘や木片などが刺さってしまったときは要注意です。病原菌は嫌気性菌といって空気を嫌う菌ですの

で、傷全体が空気に触れるような浅い傷では感染しません。予防接種なしで感染すると死に至る病気です。10年に1度破傷風トキソイドを接種することで予防可能です。

(4) 日射病

ゴルフなど炎天下でスポーツをしたり、屋外で長時間働いたりするときは日射病に気をつける必要があります。一般に子供や老人はかかりやすいといわれています。日射病の予防と措置は次のとおりです。

①直射日光の下では必ず帽子を被りましょう。

②運動中はこまめに水分を補給しましょう。

③日射病にかかったら、体を冷やしましょう。風通しの良い日陰で横になり、衣服をゆるめて熱を体から逃げやすくし、十分な水分補給をしてください。

1.2. 旅券の紛失・盗難

(1) 被害届・遺失届の入手

旅券の盗難、または紛失した現場を管轄する警察署に届出します。被害届等を総領事館に持参して下さい。なお、インド国内で旅券の盗難又は紛失した場合は、FRRO（外国人登録事務所）からの出国許可も必要となりますのでご注意ください。

(2) 旅券の発給

①一般旅券発給申請書：1通（総領事館窓口にあります）

②紛失一般旅券等届出書：1通（総領事館窓口にあります）

③写真2葉（縦45mm×横35mm）：背景は『無地』

④警察で作成した被害届・遺失届：原本

⑤手数料：毎年4月に外貨の換算率が見直され改訂されていますので、当館までお問い合わせください。

⑤その他：事情に応じ身元確認の書類等の提示を求めることがあります。

※なお、当館には旅券作成機が配備されておらず、旅券の作成は日本の外務省で行うため、旅券の交付は申請から約2週間ほど要します。

(3) 帰国のための渡航書発給

緊急の理由によって日本へ直行帰国する場合は、旅券の発給によらず「帰国のための渡航書」という旅券に代わる文書の交付を受けることができます。手続きは、旅券の発給に準じ、帰国のための渡航書申請書1通、紛失一般旅券等届出書：1通、6ヶ月以内に発行された戸籍謄（抄）本、又は本籍地が記載された日本の運転免許証など、日本国籍を有することを証明するもの1部、写真3葉、警察で作成した被害届・遺失届：1部、手数料は当館までお問い合わせください。

13. 在留届・たびレジ

(1) 在留届とは

外国で滞在する際のいわば住民登録です。旅券法第16条により、外国に住所、または居所を定めて3ヶ月以上滞在もしくは滞在予定の方は、居住地を管轄する在外公館に「在留届」を提出することが義務づけられています。なお、届出された個人情報は厳重に管理され、法令に基づく開示要請があった場合、違法行為があった場合、その他特別の理由のある場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供することはありません。

(2) たびレジとは

たびレジは、海外旅行や海外出張など海外に短期滞在される方（海外に3ヶ月未満滞在される方）が、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の緊急連絡などが受け取れるシステムです。なお、登録した情報は上記以外の目的で使用されることはなく、ご帰国後、1ヶ月後（登録者が希望された場合は1年）にはすべての個人情報を消去します。

(3) 在留届やたびレジの活用

- ①事件・事故や思わぬ災害に巻き込まれた際の、また、緊急時に総領事館から連絡する際の援護資料となります。（在留届、たびレジ）
- ②「海外で事故にあったのでは」といった留守宅からの安否問い合わせに役立ちます。（在留届、たびレジ）
- ③旅券の切替、戸籍・国籍関係事務、各種の証明事務等の窓口サービスを受ける場合に活用されています。（在留届）
- ④在留邦人のための長期的な教育、医療等の施策を政府が検討する際の基礎的資料となっています。（在留届）

(4) 在留届、たびレジの登録

在留届の用紙は総領事館領事窓口に備え付けてありますが、外務省ホームページ (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>) からインターネットで登録することも可能です。

たびレジは、外務省ホームページ (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>) からインターネットで登録してください。

(5) 在留届内容の変更等

帰国、転居、家族の移動等在留届の内容に変更が生じた場合は、オンラインで帰国・

転出等の登録を行うか、総領事館までご連絡ください。

Ⅲ. 緊急事態対処マニュアル

海外で生活する上で決して忘れてならないのは、「自分の身は自分で守らなければならない」という心構えです。普段の生活では、心がけをよくすれば、自ら危険を避けることも可能ですが、もし紛争が起こったりして避難する必要が生じたり、大規模な災害が発生して助けが必要になったりしたら、自分の力では思うようにいきません。そういう状況の下では、すべてのサービスがすみやかに受けられるとは限りませんし、日本と異なり意志疎通もうまく行かないのが普通です。

ここでは、こういった緊急事態にそなえて普段からどういことをすべきか、いざ発生したときにどうするか、などについてできるだけ簡単にご案内します。このご案内は是非一度ご一読いただき、滞在期間中はいつでも取り出せるように保管しておいてください。

※ ここで言う「緊急事態」とは、例えば

- 戦争
- 内乱やクーデター、暴動
- 大地震や大洪水などの大規模災害

といった、皆さんの身の安全が脅かされるおそれがあるような事態のことをいいます。

1. 平素の心構え・準備

(1) 連絡体制の確認

○緊急事態に際しての速やかな連絡体制確立のため、在留邦人の方は「在留届」及び当地から転出する際の「帰国・転出届」等の提出を励行してください。また、短期旅行者の方は、「たびレジ」への登録をお勧めします。

○在留届やたびレジは、緊急事態の際の連絡や安否確認のため不可欠な資料となります。在留届提出者は転居や電話番号等に変更があった場合には、速やかオンラインで変更登録を行うか当館に御一報ください。

○緊急事態はいつ起こるとも限りません。予めそのような場合の家族間、企業内での緊急連絡方法を決めておいてください。また、お互いに所在を明確にしておくようにしておいてください（特に旅行、出張時）。

○緊急事態発生の際は、当館から在留届提出者やたびレジ登録者へ緊急一斉メール等で情報提供すると共に必要な助言を行います。また、電話回線が使用できない場合は、当館のFM放送機（88.6メガヘルツ）あるいはNHK海外放送により必要な連絡を行うことがありますので、受信可能なラジオ（電池の準備もお忘れなく）を用意し

ておくことをお勧めします。

○一緒に住んでいる家族の間で

- ・電話で連絡が取れなくなったときの連絡方法
- ・バラバラになったときの集合場所

を「各ご家庭」及び「企業内」で決めておいてください。

○日本の家族や関係者に、緊急連絡先（複数あればなおよいです）とともに、緊急事態が起こったらどうするかを伝えておいてください。

○飛行機のチケットがすぐに購入できる場所（旅行代理店など）をチェックしておきましょう。

○車をお持ちの方は、まめにガソリンを補給して常に満タンにしておくことをお勧めします。

○車が使用できなくなったときに利用する交通手段や経路を調べておきましょう。

○新聞やテレビ、インターネットでニュースをチェックし、インドやその周辺国を巡る情勢について常に関心を持つようにしましょう。

（2）一時避難場所及び緊急時避難先

○一時避難場所の検討

内乱等による戦闘、騒乱に巻き込まれる可能性が生じた場合は、常に周囲の状況に注意を払って情報収集し、危険な場所に近づかないことを心掛けてください。万一、巻き込まれそうになった場合のとりあえぬ避難場所について、予め頭に入れておくことが必要であり、自分の現在地（通勤先、通勤途中、自宅等）、事態の規模、性格（暴徒の攻撃対象）等幾つかのケースを予め想定して、各自で一時避難場所を検討しておいてください（外部との連絡可能な場所が望ましい）。

○緊急時避難先

当館からは、緊急事態発生時の状況に応じて、場合により緊急避難先への集結を指示することがあります。当館が指定する緊急避難先は以下の通りですので、同避難先の位置の確認とルートにつきいくつかのケースを想定して検討しておいてください（企業、自宅、緊急避難先のルート図を作成しておくことが望ましく、また、運転手が動けない場合も想定し会社の車等のアレンジも必要です）。

(3) 緊急避難場所

○西ベンガル州、ジャールカンド州

在コルカタ日本国総領事館（電話：033-2421-1970）

住所：55、 M.N. Sen Lane、 Tollygunge、 Kolkata-700 040

又は、在コルカタ日本国総領事公邸（電話：033-2461-5650）

住所：4/1、 Queens Park、 Kolkata-700 019

○ビハール州

印度山日本寺（ブダガヤ）（電話：0631-220-0743）

又は、日本山妙法寺（ラジギール）（電話：0611-225-5265）

○オリッサ州

日本山妙法寺（ブバネシュワール）（電話：0674-211-3428）

(4) 緊急事態における携行品等、非常用物資の準備

○後述の「4. 緊急事態に備えてのチェック・リスト」に記載した旅券、現金、携行品等最低限必要なものは、直ちに持ち出せるように予め纏めて保管しておきましょう。

○緊急時には一定期間自宅での待機をお勧めすることがありますので、非常用食糧等は家族全員が10日間程度生活できる量を準備しましょう。

2. 緊急時の行動

(1) 心構え

緊急事態が発生し、または発生する恐れのある場合に、当館は邦人保護の万全を期するため、情報収集、情勢判断及び対策の策定を行い緊急連絡網を通じ随時通報致します。平静を保ち、流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれないよう注意してください。

(2) 情勢の把握

当館からの連絡はメールや電話で随時通報しますが、電話利用が不可能な場合には、FM放送機（コルカタ市内の一部のみ）、NHK海外放送（ラジオ・ジャパン）等で連絡することがありますので、これらの受信を受けられるようにしてください。

なお、FM放送機の周波数は88.6MHz（FM波帯）です。NHK海外放送の周波数は、時間帯及び季節によって変更されますので日頃よりご確認ください。緊急事態発生の際には、現地及び海外報道、衛星放送テレビ等の視聴による情報収集を各自心掛けてください。

(3) 当館への通報等

不穏な状況等を感じた際は、直ちに当館に通報してください。他の在留邦人の方に対する貴重な情報となります。自分や自分の家族又は他の邦人の生命・身体、財産に危害が及んだ時、または及ぶ恐れがある時は、迅速かつ具体的にその状況を当館に通報してください。緊急事態発生の際には、お互いに助け合って対応に当たることも必要になります。当館より在留邦人の方々に種々の助力をお願いすることもありますので、その際はご協力願います。

(4) 国外への退避

事態が悪化し各自または派遣先の会社等の判断により、あるいは当館の勧告により帰国又は第三国へ退避する場合、その旨を当館へ通報してください。(当館への連絡が困難である場合は、日本の外務省海外邦人安全課(電話：03-3580-3311)へ通報するようにしてください。)当館が「退避勧告」を発出した場合、一般商業便が運航している間に、可能な限り早急に国外へ退避してください。

一般商業便の運航がなくなった場合、あるいは満席で取れない場合等には、臨時便の利用、あるいはチャーター便(中央政府(ニューデリー)の事前許可が必要)の手配による退避を至急検討します。(なお、これらの利用に当たっては通常は片道エコノミー正規料金の支払が必要となります。)状況によっては、陸路、海上のルートを利用して退避することが必要となってくることもあり得ますので、当館の指示に従ってください。

○退避に際しては、女性や子供を優先してください。

○事態が切迫して当館より退避または避難のための集結を指示された場合は、前記1.(3)で定めた緊急時避難先に集結してください。その際、しばらくの間、同避難先で待機する場合も想定されますので、可能であれば後述の非常用食料等を持参してください。

緊急時には各自の生命、身体の安全を第一に考え、携行荷物は必要最小限にして頂くようお願いします。場合により当館にて避難先への交通手段をアレンジすることもあります。その場合も各自の携行荷物は最小限にして頂くようお願いします。なお、国外退避のルートは、状況を見て当館より指示します。

3. 総領事館からのお願い

(1) 総領事館はこうします。

当館では、緊急事態が発生したり、その蓋然性が著しく高まった場合には、館内に「緊急事態対策本部」を設置し、

- ・ 関連情報の収集・提供
- ・ 在留邦人や旅行者の皆さんへの連絡、支援活動の実施

- ・日本から寄せられる安否確認への対応に全力を尽くします。

緊急事態対策本部の連絡は、総領事館代表番号代表番号：91-33-2421-1970より可能です。

(2) 混乱が予想されます。

緊急事態ともなると、日本から皆さんの安否確認や各種照会が殺到することから、対策本部も大変混乱することが予想されます。

もし総領事館と連絡がとれない場合には、日本のご家族や関係者若しくは外務省（0081-3-3580-3311）に連絡を取ってください。

(3) これだけはお願いします！

当館では、管内にお住まいの在留邦人の皆さんの無事の確認に全力を尽くすとともに、日本のご家族や関係者からの安否確認ひとつひとつにお応えするわけですが、問い合わせの件数が多くなればなるほど、確認や回答に時間を要することとなります。したがって、日本で心配されているご家族や関係者の皆様方に少しでも早く安心していただくためにも、通信手段が確保されている限り、

- 日本のご家族や関係者と連絡を取り合ってください。
- 「自分はこうする」ということを総領事館に連絡してください。
- 身動きがとれなくなり避難できなくなった時や、避難に危険を感じた時には総領事館まで連絡してください。
- チェンナイが近い方は、在チェンナイ日本国総領事館と連絡を取ってください。

在チェンナイ日本国総領事館

住 所:No.12/1、Cenetoph Road Ist Street、Teynampet、Chennai 600 018、
India

電 話：044-2432-3860～3

FAX：044-2432-3859

- 万一当局に拘束されたり、保護された場合は、総領事館へ連絡するよう要求してください。
- 避難途中で家族がはぐれることがないように気をつけてください。
- 混乱に乗じた犯罪や、弱みにつけ込んだ悪質な行為の発生も考えられるので、十分注意してください。

4. 緊急事態に備えてのチェック・リスト

(1) 旅券

- 旅券については、6か月以上の残存有効期間があることを常に確認しておいてください

(6か月以下の場合には当館に旅券切替発給を申請してください)。

○旅券の最終頁の「所持人記載欄」は漏れなく記載しておいてください。特に、下段に血液型 (blood type) につき記入しておくとう有用です。

○旅券と併せ、査証 (ビザ) や外国人居住許可証等はいつでも持ち出せる状態にしておいてください。なお、出国や再入国に係る許可は常に有効な状態としておくことが必要です。

(2) 現金、貴金属、貯金通帳等の有価証券、クレジット・カード

これらのものも、緊急時には旅券とともにすぐ持ち出せるよう保管しておいてください。現金は家族全員が10日間程度生活できる外貨及び当座必要な現地通貨を予め用意しておくことをお勧めします。

(3) 自動車等の整備

○自動車をお持ちの方は常時整備しておくよう心掛けてください。

○燃料は十分入れておくようにしてください。

○車内には、懐中電灯、地図、簡易トイレ、ティッシュ等を常備してください。

○なお、自動車を持っていない方は、近くに住む自動車を持っている人と平素から連絡を取り、必要な場合に同乗できるよう相談しておいてください。

(4) 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記(1)～(3)のほか次の携行品を常備し、すぐ持ち出せるようにしてください。なお、退避時の飛行機内への持ち込み制限も考慮し、携行品は20kg程度にまとめておくことをお勧めします(自衛隊機等を含め、機種によっては搭乗前に10kg程度にまとめることを求められる場合もあります)。また、ハードタイプのスーツケースは極力避け、背中に背負うバッグ等ソフトな物が望ましいです(特に自衛隊による輸送の場合)。

○衣類・着替え(長袖・長ズボンが賢明。行動に便利で、殊更人目を引くような華美でないもの、麻、綿等吸湿性、耐暑性に富む素材が望ましい。また、季節に応じ防寒着または毛布類を持参することが望ましい。)

○履き物(行動に便利で靴底の厚い頑丈なもの)

○洗面用具(タオル、歯磨きセット、石鹸等)

○非常用食料等

しばらく自宅待機となる場合も想定して、米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラルウォーターを、家族全員が10日間程度生活できる量を準備しておいてください。一時避難のため自宅から他の場所へ避難する際には、この中からインスタント食品、缶詰類、粉ミルク、ミネラルウォーターを携行するようにしてください(3日分程度以上)。

○医薬品

家庭用常備薬の他、常用薬（必要に応じて医師の薬剤証明書（英文）も用意）、救急キット（外傷薬、消毒薬、衛生綿、包帯、絆創膏など）、マスク等。

○ラジオ

FM放送やNHK国際放送を通じ、安全情報を伝達する場合があります。FM放送受信可能で、NHK海外放送（ラジオ・ジャパン）、BBC、VOA等の短波放送が受信可能な電池使用のラジオ受信機が理想的（電池の予備も忘れないようにしてください。）

○その他

懐中電灯、予備の強力バッテリー、ライター、ローソク、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、可能ならヘルメット、防災頭巾（応急的に椅子に敷くクッションでも可）等

○ペット

緊急事態時ペットを連れて退避することは、退避先での手続きや航空機等の制約等から大変困難です（特に自衛隊による退避の場合、盲導犬を除き、ペットの帯同は不可）。ペットをお持ちの方は、公共輸送機関が動いているうちに早めに退避するか、現地の方に託すなどの対応をお願いします。

5. 緊急時の連絡先

◎警察（全国共通）：100

◎消防（全国共通）：101

◎救急（全国共通）：102

◎在コルカタ日本国総領事館

住 所：55、M.N. SEN LANE、TOLLYGUNGE、KOLKATA 700 040、INDIA.

電 話：033-2421-1970

FAX：033-2421-1971

※休日及び時間外などはコールセンターにつながります。

◎在インド日本国大使館

住 所：50-G、Chanakyapuri、New Delhi 110 021、India

電 話：011-2687-6564、4610-4610

FAX：011-2688-5587

※休日及び時間外などはコールセンターにつながります。

◎在ムンバイ日本国総領事館

住 所：No.1 M.L. Dahanukar Marg、Cumballa Hill、Mumbai、400 026、India

電 話：022-2351-7101～6

FAX：022-2351-7120

※休日及び時間外などはコールセンターにつながります。

◎在チェンナイ日本国総領事館

住 所：No.12/1、 Cenetoph Road Ist Street、 Teynampet、 Chennai 600 018、 India

電 話：0 4 4－2 4 3 2－3 8 6 0～3

F A X：0 4 4－2 4 3 2－3 8 5 9

※休日及び時間外などはコールセンターにつながります。

◎在ベンガルール日本国総領事館

住 所：1st Floor、 Prestige Nebela、 No.8-14、 Cubbon Road、 Bangalore 560 001

India

電 話：0 8 0－4 0 6 4－9 9 9 9

F A X：0 8 0－4 1 6 6－0 1 1 4

※休日及び時間外などはコールセンターにつながります。

◎外務省

住 所：東京都千代田区 2－2－1 海外邦人安全課

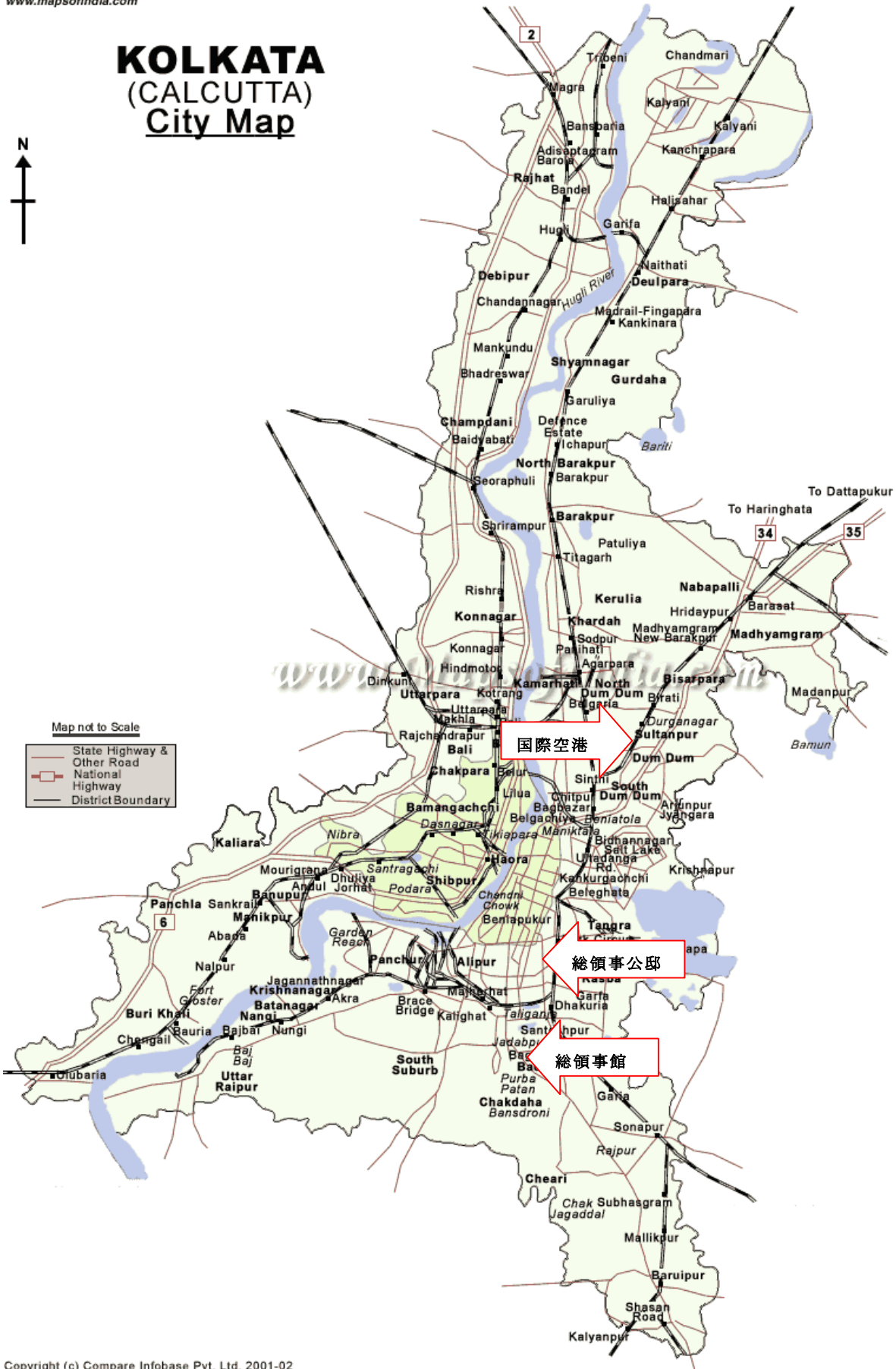
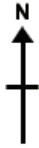
電 話：0 3－3 5 8 0－3 3 1 1（大代表）

※休日及び時間外などはオペレーションルームにつながります。

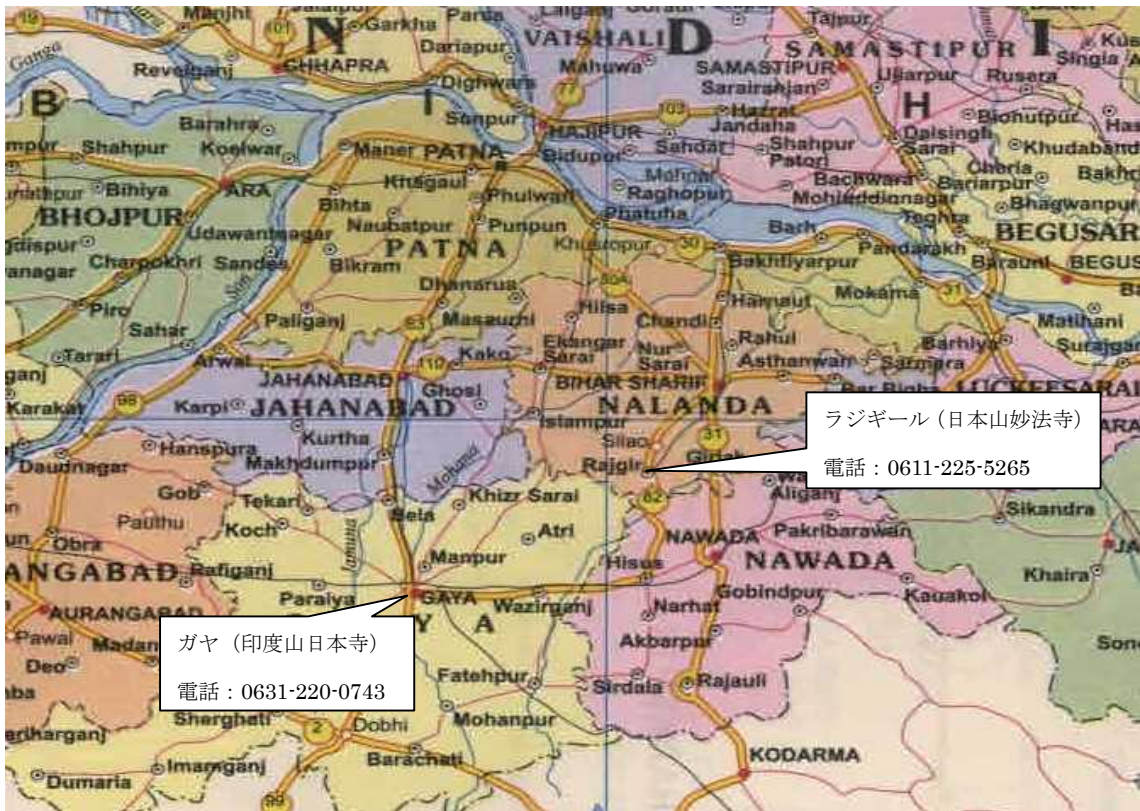
コルカタ市内及び西ベンガル州避難場所

www.mapsofindia.com

KOLKATA
(CALCUTTA)
City Map



ビハール州緊急避難場所



ラジギール (日本山妙法寺)

電話 : 0611-225-5265

ガヤ (印度山日本寺)

電話 : 0631-220-0743



ビハール州印度山日本寺

電話 : 0631-220-0743



Japanese Temple

オリッサ州緊急避難場所



Map one



Map Two

Map of Kalinga Nippon Buddha Sangh , Santi Stupa , Dhauligiri P.O. Gobindapur , Bhubaneswar ,Orissa ,India .